

令和3年第1回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和3年2月16日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 号	専決処分の報告について（訴えの提起について）	1
議案第 1 号	小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	3
議案第 2 号	学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結について	5
議案第 3 号	令和 2 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号）	別冊

■報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

【要旨】

町営住宅家賃等滞納者に対し、以下のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第1項及び第6項の規定により令和3年1月27日に専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【事件の概要】

平成31年2月1日から現在まで町営住宅に入居している者に係る滞納家賃について、再三にわたり督促状や催告書を送付し請求してきたが納付されず、本町と交わした分割納付誓約も履行されなかったため、同様に滞納していた学校給食費及び水道使用料も含めて一括支払いを求める支払督促を令和2年11月13日に須崎簡易裁判所へ申し立てた。その後、相手方から分割での納付を求める督促異議の申立てが行われたことにより、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定に基づき訴えがあったものとみなされたため、訴訟を提起したものの。

【訴えの内容】

相手方	四万十町  
訴えの要旨	(1) 相手方は、滞納している町営住宅家賃、学校給食費及び水道使用料を支払え。 (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
滞納金額	金 487,170 円（令和2年9月末までの総額）
訴訟遂行の方針	(1) 税務課職員及び建設課職員を訴訟代理人と定める。 (2) 60万円以下の金銭の支払いを求める訴訟のため、民事訴訟法第368条の規定に基づく少額訴訟により裁判を求める。 (3) 上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 町営住宅の家賃その他町営住宅賃貸借契約から生ずる入居者の債務の履行の請求又は町営住宅の明け渡しの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2～5 （略）

6 債権の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、1 件（各科目ごと）につき 100 万円未満のもの

民事訴訟法（抜粋）

（少額訴訟の要件等）

第 368 条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

（督促異議の申立てによる訴訟への移行）

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

■議案第1号 小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

【要旨】

令和元年11月18日に議決を経た小久保川上池災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	小久保川上池災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町 西原 地内
請 負 代 金 額	〔変更前〕 84,370,000 円（ 7,670,000 円） 〔変更後〕 111,375,000 円（10,125,000 円） 〔増減額〕 27,005,000 円（ 2,455,000 円） （ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
契 約 の 相 手 方	四万十町若井字若松 40 番 8 有限会社トシマ建設 代表取締役 山野上 貴之

【主な変更内訳】

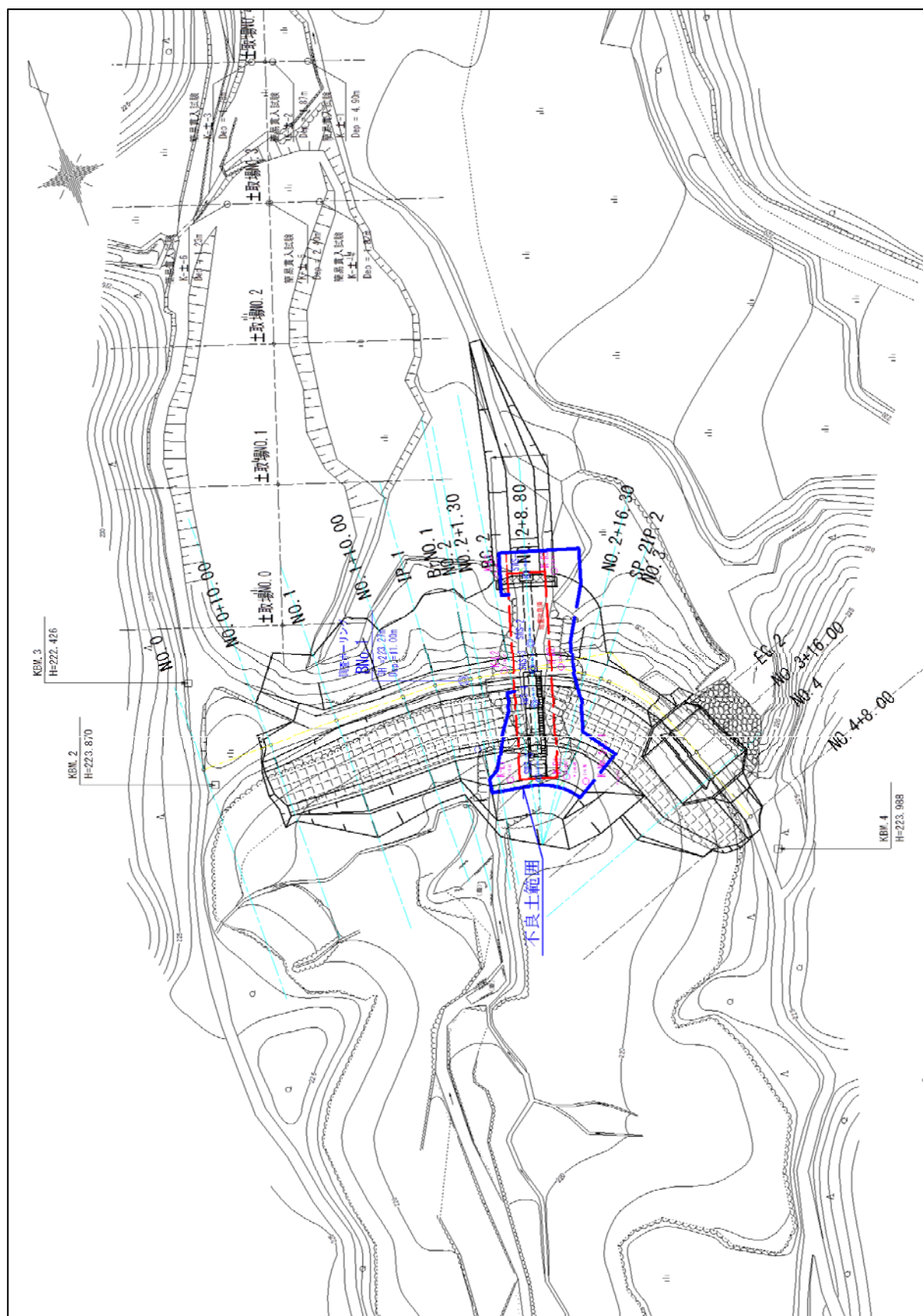
項 目	変更理由
地盤改良工	施工中において底樋及び旧堤体一部の基礎地盤が軟弱であることが判明したことにより、堤体の地盤支持力確保のため、セメント系固化材を用いて改良工事を施工する。（約 2,410 万円増額）
水替工	地盤改良に伴い仮設排水管の撤去が必要となったため、水替ポンプを設置（作業時排水及び 24 時間常時排水）する。（約 240 万円増額）
その他	セメント配合試験、簡易岩盤線調査、底樋地盤調査等（約 50 万円増額）

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により 議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は 製造の請負とする。

【変更概要図】



■議案第2号 学習用タブレット端末及び充電保管庫の売買契約の締結について

【要旨】

国が推進するGIGAスクール構想を受け、本町においても、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に取り組むため、町内小中学校の児童及び生徒が学習用タブレット端末を1人1台利用できる環境を整備することとしています。

本議案は、下記事業者と随意契約による売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年条例第47号)第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【随意契約理由】

これまで2回の公募型プロポーザルを実施した結果、いずれも提案事業者がなく入札不調となり、その後、県の合同入札において同等端末の落札者である株式会社エレパからの申し入れにより協議する中で、本契約を受託する旨の申し出があったもの。

(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号に該当)

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和2年度四万十町「GIGAスクール構想の実現」に向けた端末及び充電保管庫整備に係る売買契約
契 約 金 額	43,142,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,922,000 円)
契約の相手方	高知市南御座2番12号 株式会社エレパ 代表取締役 上田 哲也
納 入 場 所	四万十町 各小中学校 地内
購 入 物 品	学習用タブレット端末(800台) 充電保管庫(26台)

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（１）～（７） （略）

（８） 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

（９） 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

